

公共工事における建設発生土の民間受入地への搬入登録要領

1 目的

県が発注する公共工事に伴って発生する建設発生土を民間受入地（別紙－１「民間受入地登録判断基準」７の民間受入地及び民間処分場。）へ搬入するために必要となる手続等を定め、建設発生土の適正かつ安全な処分を目的とする。

本要領は、「青森県建設リサイクル推進行動計画」に基づき資源循環型社会を形成するものとなり、公共工事で不要となった建設発生土を使用して民間事業者の責任において民間受入地の造成を行うものであり、この登録により県の公共工事で発生する建設発生土の搬入を可能とし、指定処分の候補地とするものである。

2 民間受入地の登録申請

（１）民間受入地の登録申請書（新規事業者）

新規に民間受入地の登録を希望する者（以下「新規事業者」という。）は、登録に必要な申請書を民間受入地の所在地を所管する県土整備事務所（以下「事務所」という。）の長へ、以下の書類を添えて提出すること。

なお、提出部数は２部とする。

ただし、四方の土地より低い窪地（採石場及び砂利採取場の採取跡地等）を四方の高さに合わせて埋立てを行い平坦にする受入地（以下、「窪地の埋立」という。）は、⑤及び⑫を不要とする。

- ① 民間受入地の（登録・変更・継続・承継）申請書（様式－１）
- ② 民間受入地の関係法令に係る各種許可書等の写し
- ③ 許可条件がある場合は、その写し
- ④ 関係図面（位置図、平面図、縦断図、横断図、土砂等流出防止施設の構造図及び排水施設（地下水処理工含む）の配置図等）
- ⑤ 盛土のり面の安定計算書（検討の必要がある場合）及び盛土全体の安定計算書（谷埋め型大規模盛土造成地又は腹付け型大規模盛土造成地の場合）
- ⑥ 民間受入地が判別できる現況写真
 - ・ 民間受入地の範囲がわかる写真（杭等を設置しビニールテープ又は写真に図示等で範囲を示す）
 - ・ 範囲を示す杭等は、毎年の現地調査で確認する。
- ⑦ 受入価格表及び受入価格の設定根拠に関する資料（収支計算書、運搬土量換算方法等）
- ⑧ 受入土質条件（土質条件等の搬入制限がある場合は、制限事項を記載）
- ⑨ 登録取消同意書（様式－２）
- ⑩ 建設発生土搬入時の管理方法（受入業務手順、手順フロー図、受入伝票等）
- ⑪ 民間受入地に関する土地の所有状況（登記簿謄本、借地契約書、同意書を添付する）
- ⑫ 民間受入地に隣接等する土地の権利者、民間受入地がある地区の住民の代表者への周知措置（説明会の開催等）
- ⑬ 確約書（様式－８）

※ ⑪借地契約書あるいは同意書並びに⑫周知措置については、図面等を用いて事業中の管理方法や受入完了時の土地形状等についても相手側に説明を行った上で契約あるいは同意又は了解を得ること。

（２）民間受入地の登録申請書の記載内容に変更がある場合（登録済事業者）

登録した事業者（以下「登録済事業者」という。）は、民間受入地の登録申請書の記載事項に変更（面積、容量等）が発生した時点で、民間受入地の変更後の関係法令に係る開発等許可書等の各種許可書の写し、登録取消同意書（様式－２）及び確約書（様式－８）のほか必要な書類を添付して事務所へ変更申請書を提出すること。

なお、関係書類については、(1)民間受入地の(登録・変更・継続・承継)申請書(様式-1)とする。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定を受けて令和8年4月22日までに届出を行った登録済事業者は、同法届出書類の写しを事務所に提出すること。

(3) 事業の承継(承継事業者)

事業を承継する事業者(以下「承継事業者」という。)は、事業を承継した時点で、民間受入地の変更後の関係法令に係る開発等許可書等の各種許可書の写し、登録取消同意書(様式-2)、民間受入地に隣接する土地の権利者、民間受入地がある地区の住民の代表者の同意書、確約書(様式-8)及び民間受入地直下流側地区の同意書のほか必要な書類を添付して事務所へ承継申請書を提出すること。

なお、関係書類については、(1)民間受入地の(登録・変更・継続・承継)申請書(様式-1)とする。

3 民間受入地の現地調査及び書類審査

(1) 現地調査及び書類審査(事務所、所管課)

事務所は、民間受入地の登録申請書、変更申請書又は承継申請書を受け付けた場合、民間受入地の(登録・変更・継続・承継)現地調査票(様式-3)により、速やかに現地調査を行うこと。

提出書類についても、内容(関係許可書等)を審査し、必要に応じて、新規事業者、登録済事業者又は承継事業者に指導を行うこと。

また、事務所は、県土整備部整備企画課(以下、「所管課」という。)に提出書類の1部を送付して、所管課においても提出書類の内容審査を行い、速やかに審査の結果を事務所に回答するものとする。

(2) 民間受入地の登録(事務所)

現地調査結果をもとに、別紙-1「民間受入地登録判断基準」により適正で安全な民間受入地と判断した場合は、民間受入地として登録し、民間受入地登録通知書(様式-5-1)を新規事業者、登録済事業者又は承継事業者へ通知する。適正で安全な民間受入地と判断されない場合は、民間受入地不登録通知書(様式-5-2)を新規事業者、登録済事業者又は承継事業者へ通知する。

事務所は、民間受入地として登録、登録内容変更等を行った場合は、速やかに民間受入地指定処分一覧表を所管課へ送付する。

4 登録済みの民間受入地

(1) 登録期間内に遵守すべき条件(登録済事業者)

登録済事業者は、民間受入地の管理運営、防災・安全対策等を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守することを条件とする。

- ① 受け入れた建設発生土を目的外には使用しないこと。
- ② 民間受入地の管理運営、防災・安全対策等は、登録済事業者の責任において誠実かつ遅滞なく行うこと。また、そのために要する一切の費用についても、登録済事業者が負担すること。
- ③ 受け入れた建設発生土は、転用しないこと。また、受入の完了による登録の抹消までは、受け入れた建設発生土以外の土砂についても、民間受入地から搬出しないこと。
- ④ 公共事業以外の建設発生土は、搬入しないこと。ただし、十分な受入可能量(概ね10万 m^3 以上)があり、かつ、現地において公共事業とそれ以外の建設発生土の識別が確実に行える場合は、搬入可能とする。また、コーン指数400 kN/m^2 未満(ただし、窪地の埋立はコーン指数200 kN/m^2 未満)の土砂は搬入しないこと。
- ⑤ 産業廃棄物を混入しないこと。

- ⑥ 受入期間は、各法令等に定める許可条件等により受入れ出来ない期間を除き、随時受け入れること。
- ⑦ 建設発生土受入後の民間受入地の整地は、自ら行うこと。ただし、窪地の埋立はこの限りでない。
- ⑧ 盛土が完成した法面から速やかに法面工・排水工等の対策を実施すること。ただし、窪地の埋立は⑧を適用しない。
- ⑨ 民間受入地において、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合、登録済事業者の責任及び費用負担において直ちに対策を行うとともに、併せて関係機関等に連絡すること。ただし、窪地の埋立は⑨を適用しない。
- ⑩ 民間受入地周辺に溢水、汚水等による影響があった場合、登録済事業者の責任及び費用負担において直ちに対策を行うとともに、併せて関係機関等に連絡すること。
- ⑪ 民間受入地外の道路について、次のとおり対応すること。
- ・ 建設発生土の搬入により民間受入地外の道路が汚れた場合、清掃等は登録済事業者の責任及び費用負担において行うこと。
 - ・ 国・県道等から民間受入地に至る道路について、建設発生土搬入による周辺への被害、周辺からの苦情等への対応は登録済事業者の責任及び費用負担において行うこと。
 - ・ 国・県道等から民間受入地に至る道路に損傷があった場合、補修等は登録済事業者の責任及び費用負担において行うこと。
- (2) 民間受入地の登録を継続する場合(登録済事業者)
- 登録期間は1年間(7月1日から6月30日まで)とする。
- 民間受入地として登録されている登録済事業者は、4月末時点で民間受入地の登録申請書の記載事項を再確認し、民間受入地の(登録・変更・継続・承継)申請書(様式-1)に登録取消同意書(様式-2)及び確約書(様式-8)ならびに以下の書類を添えて、5月15日までに事務所へ提出すること。
- ① 民間受入地の関係法令に係る各種許可書等の写し(※6月末日時点で期限切れのもののみ)
- ② 土量計算書、関係図面等(※様式-1「6 民間受入地の容量」の根拠資料)
- ③ 民間受入地が判別できる現況写真(※前回申請時との比較が分かるもの)
- ただし、6月末日時点において登録後1年を経過していない場合は提出不要とする。
- (3) 現地調査(事務所)
- 事務所は、民間受入地の継続申請書を受け付けた場合、民間受入地の(登録・変更・継続・承継)現地調査票(様式-3)により、速やかに現地調査を行うこと。
- (4) 民間受入地の登録(事務所)
- 民間受入地の(登録・変更・継続・承継)現地調査票(様式-3)により現地調査を行い、適正で安全な民間受入地と判断した場合は、民間受入地の登録を継続し、民間受入地継続通知書(様式-5-1)を登録済事業者に通知する。適正で安全な民間受入地と判断されない場合は、是正勧告通知(様式-6)又は登録取消通知(様式-7)を登録済事業者へ通知する。
- (5) 建設発生土受入状況の定期報告(登録済事業者)
- 登録済事業者は、半年毎(6月末及び12月末)の建設発生土受入状況を各翌月15日までに建設発生土受入状況報告書(様式-9)により事務所に報告しなければならない。事務所は、所管課に定期報告の写しを送付する。
- (6) パトロール(事務所)
- 事務所は、所管の民間受入地を年2回以上パトロールし、別添民間受入地のパトロール調査票に記録するものとする。
- (7) 立入調査(事務所、登録済事業者)
- 事務所は、必要に応じて所管の民間受入地に立入り、民間受入地が適切に運営されてい

るかどうか調査するものとする。その際、登録済事業者は、調査に協力するとともに、事務所からの求めに対して誠実に対応しなければならない。

5 受入が完了した民間受入地

(1) 民間受入地の受入が完了した場合(登録済事業者)

民間受入地の受入が完了した時点で、民間受入地の完了届(様式-4-1)を提出すること。なお、完了時点の受入状況等がわかる関係図面等を添付して提出することとする。

また、民間受入地において生じた問題については、登録済事業者の責任及び費用負担において対応しなければならない。

(2) 現地調査(事務所)

事務所は、完了届が登録済事業者から提出された場合、民間受入地の完了現地調査票(様式-4-2)により、速やかに現地調査を行うこと。

(3) 民間受入地の登録抹消について(事務所)

事務所は、民間受入地の完了現地調査票(様式-4-2)により現地調査を行い、民間受入地の登録を抹消する。

事務所は、民間受入地の登録抹消を行った場合は、速やかに民間受入地の登録抹消通知書(様式-4-3)を登録済事業者に通知するとともに、民間受入地指定処分一覧表を所管課へ送付する。

6 登録の取消等

(1) 登録の取消(事務所、所管課)

事務所は、登録済事業者から提出された申請書類に虚偽が発覚した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合又は周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれのある安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合には状況を取りまとめて所管課に報告し、所管課は、民間受入地の登録を取り消し、登録取消通知(様式-7)を登録済事業者へ通知する。なお、登録を取り消された登録済事業者については、新たな登録を行わないこととする。

(2) 是正勧告(事務所、所管課)

パトロール等により、提出された申請書の記載事項の変更申請を提出せずに変更していたことが発覚した場合、軽微な安全上等の必要な措置がなされていないことが発覚した場合又は本要領の定めに抵触することが発覚した場合、事務所は、登録済事業者へ一定期間を設けて、民間受入地の是正勧告通知(様式-6)により是正に必要な勧告又は助言を行うものとし、期間内には是正・改善が図られない場合には状況を取りまとめて所管課に報告し、所管課は登録を取り消すこととする。

(3) 原形復旧(登録済事業者)

登録済事業者は、民間受入地としての登録を取り消された場合には、確約書に基づき、受入れた建設発生土を自らの責任及び費用負担において、すみやかに県が指定する建設発生土受入地へ搬出し当該箇所を原形復旧しなければならない。

7 その他

建設発生土の搬入については、青森県建設リサイクル推進行動計画に基づき行うものであり、登録された民間受入地への搬入を約束するものではない。

8 施行

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。
この要領は、令和8年10月1日から施行する。